

水道だより

平成27年7月1日号
No.17
横浜市上下水道部経営管理課
横浜市四日町3番23号
☎ 0182-35-2251

浄水場見学会を開催いたしました！

水道週間（6月1日～6月7日）に合わせて6月3日に浄水場の見学会を開催いたしました。市報及びホームページでの募集に応じて参加くださった皆様に、「水道水の出来るまで」をテーマに川から取水した水が、安全できれいな水道水へ生まれ変わる過程について浄水場施設の見学を通して説明させていただきました。

また、平成7年稼働の「大沢浄水場・急速ろ過システム」と平成26年4月から新たに水道水を供給している「大沢第二浄水場・セラミック膜ろ過システム」の浄水方式の違いなどもご覧いただいております。

そのあとは、参加者の皆様に5種類の水（東京水、ミネラル水、大沢浄水場の水、大沢第二浄水場の水、外国産水「エビアン」）の利き水に挑戦してもらいました。常温と冷温で行いましたが、「ちがいがよくわからなかったが、横手の水は美味しいことはわかった」「ちがいがよくわからない、特に冷水は区別がつかない」などの感想をいただきました。

そして、最後には使用した水の行き先として、下水道の仕組みについても説明させていただいております。



〔大沢第二浄水場膜ろ過室〕



〔大沢浄水場運転監視室〕

流量調査を行います

横手市では、貴重な水資源の無駄を防止する為、水量の約55%を給水している横手地域、大雄地域で流量の調査を予定しています。

この調査は、横手・大雄地域を12箇所に区切り、その区域の流量を計測することで漏水、または、異常な水量を示す箇所を特定します。これにより、より効率的な修理計画を策定します。作業はバルブを開閉して行うため、市民の皆様に影響が出ないよう夜間に行います。日程が確定いたしましたら、市報、回覧板などで詳細をお知らせいたしますので、その際は皆様のご協力をお願いいたします。



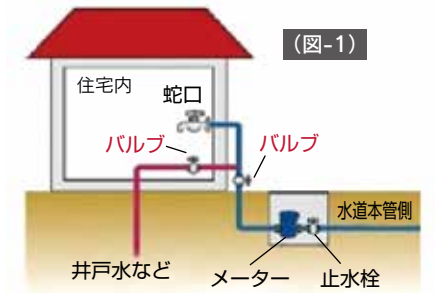
クロスコネクションを行うと給水停止になります

！ クロスコネクションとは？

『水道管』と『井戸水などの水道以外の管』が直接つながっている状態をいいます。

バルブを設置して切替えて使用している場合もクロスコネクションになります。（図-1参照）

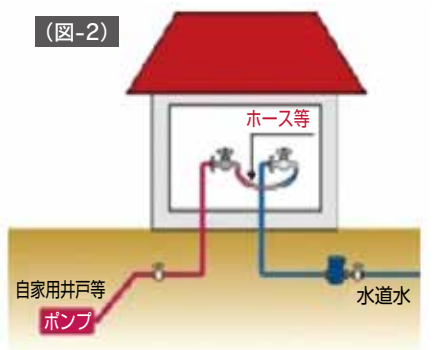
管が接続してなくても、水道の蛇口と井戸水の蛇口をホースでつないで使用している場合も同様です。（図-2参照）



！ 禁止されている理由！

水道管と井戸水などの水道以外の管が直結されているとバルブの故障や操作ミスなどによって水道本管に逆流する場合があります。

もしこの水が汚染されていた場合、広範囲に健康被害を及ぼすことになるため、水道水の汚染防止・安全性の確保の観点から水道法・建築基準法で固く禁止されております。



！ クロスコネクションを発見した場合

クロスコネクションを発見したとき、水道法及び横浜市水道事業給水条例に基づきそのご家庭の給水停止を**すると共に過料などの罰則が発生する場合があります。**

その際、水道管と井戸水などの管を切り離れたことが確認できるまでの間は水道の利用は出来ません。自宅の水道管がクロスコネクションになっていることが分かったときは水道指定工事店に連絡し速やかに管を切り離してください。その際の費用はお客様のご負担になります。

また、大量の水道水が井戸に逆流したなど、クロスコネクションが原因の多大な水道料金が発生したときは一切減免措置は有りません。お客様の全額負担となります。

水道・下水道料金のお支払いは『口座振替』が便利です。

★納め忘れがなく確実です

水道料金等は、お客様の預金口座から毎月自動的に引落しされますので、納め忘れがありません。

★納付する手間が省けます

窓口等で納付する時間が省けますので、お忙しい方にはとても便利です。

★手続きは簡単・無料です

お申込みは、市内の金融機関で随時受け付けています。申込み手続きや引落しには、手数料はかかりません。お申込みの際は、引落し口座の印鑑を忘れずご持参ください。

詳しくは横浜市水道お客様センターへお問い合わせください。

横浜市水道お客様センター

- ◆所在地 横浜市四日町3番23号
(横浜市水道庁舎1階)
- ◆電話番号 32-2758
- ◆営業時間 ◎平日
午前8時30分～午後5時30分
(水曜日は午後8時まで)
◎土・日曜日
午前8時30分～午後1時30分
※祝日、振替休日
12月29日～1月3日は休業



漏水修理は横浜市指定の工事店にご依頼ください

※指定工事店は、市のホームページ（ページ番号 000002066）でご確認いただけます。

※指定工事店以外で修理したときは、漏水減免はできませんので、ご注意ください。

当初予算の概要

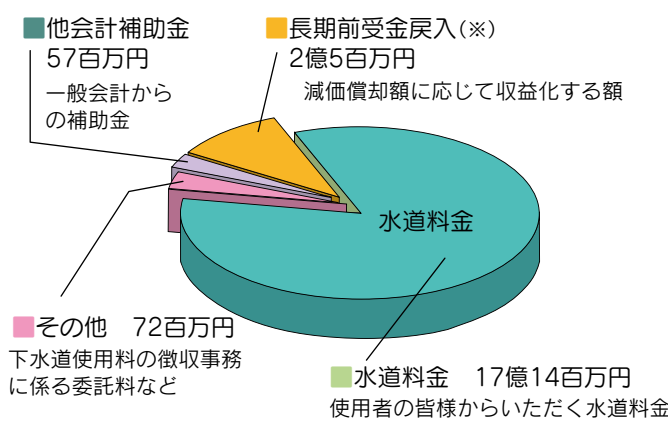
水道事業・下水道事業の当初予算と主な事業をお知らせいたします。

水道事業

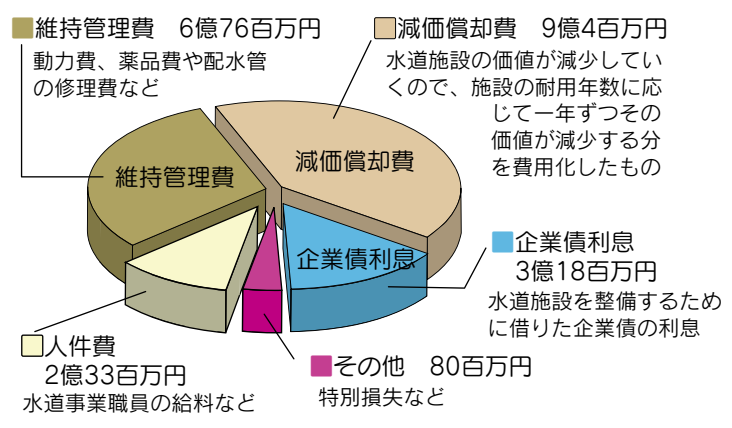
1. 収益的収入及び支出（税込み）

収益的収支は、経常的な事業活動に伴って発生する収益と費用の収支状況をあらわします。
 主なものは水道料金などの収益や浄水場、配水管等の維持管理費や減価償却費、施設建設のために借り入れた企業債の支払利息などです。

◆収益的収入 20億48百万円



◆収益的支出 22億11百万円

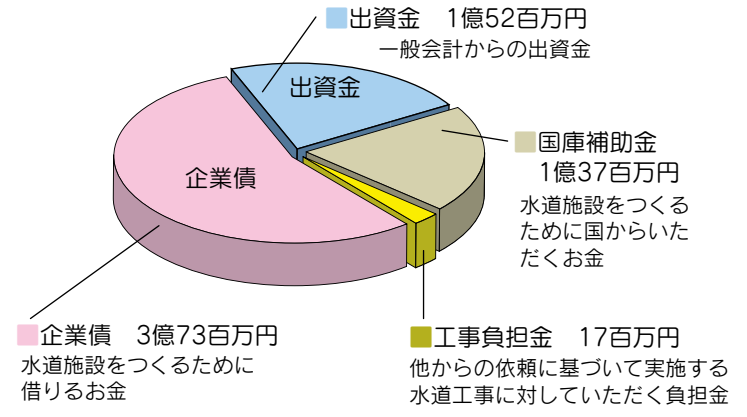


(※)長期前受金戻入…償却資産の取得等に伴い過去に受け入れた補助金等を、毎年減価償却に応じて順次収益化する会計処理です。

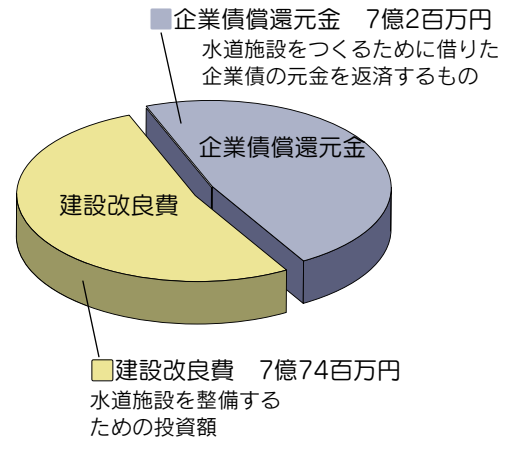
2. 資本的収入及び支出（税込み）

老朽化した水道施設を更新・改良したり、新たな水道施設を整備するための事業費を中心とした営業活動以外の収支です。資本的収支で不足している分は、内部留保資金等で補っています。
 ※内部留保資金…経費のうち、現金支出を伴わない減価償却費や、営業を通じて生じた利益を積み立てたお金など、水道事業の内部に留保してある資金です。

◆資本的収入 6億79百万円



◆資本的支出 14億76百万円



3. 主な事業内容

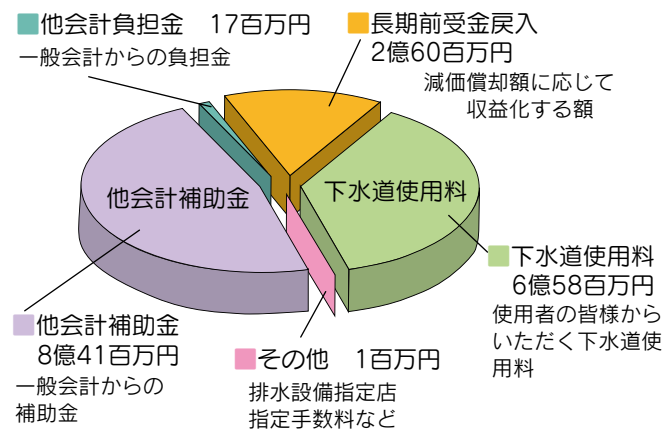
- ・簡易水道再編推進事業 (増田・雄物川・十文字・山内地域)
- ・緊急時給水拠点確保等事業 (横手・十文字地域)
- ・水道管路耐震化等推進事業 (横手・平鹿・雄物川・大森地域)
- ・配水管布設工事 (各地域)
- ・将来の水利権確保のための成瀬ダム工事負担金

下水道事業

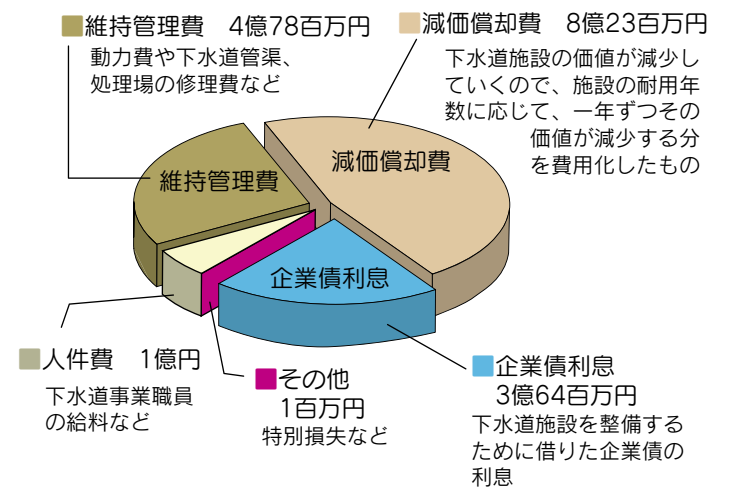
1. 収益的収入及び支出（税込み）

収益的収支は、経常的な事業活動に伴って発生する収益と費用の収支状況をあらわします。
 主なものは下水道使用料、下水道管渠・処理場の維持管理費や減価償却費、施設建設のために借り入れた企業債の支払利息などです。
 現在、汚水の処理経費は「下水道使用料」ですべてを賄うことができないため、不足分は一般会計補助金で補っています。

◆収益的収入 17億77百万円



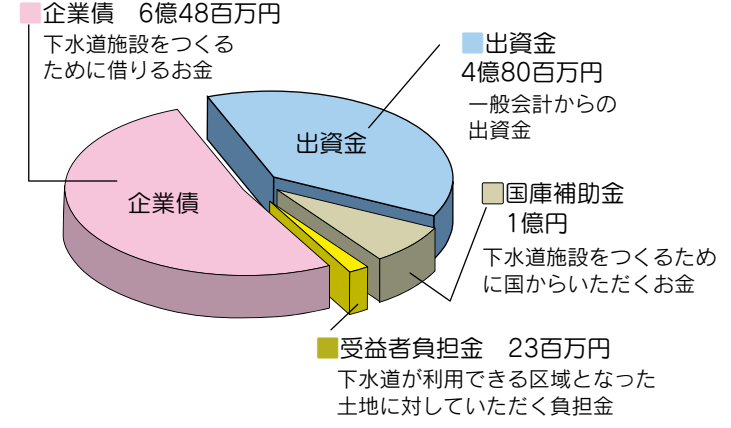
◆収益的支出 17億66百万円



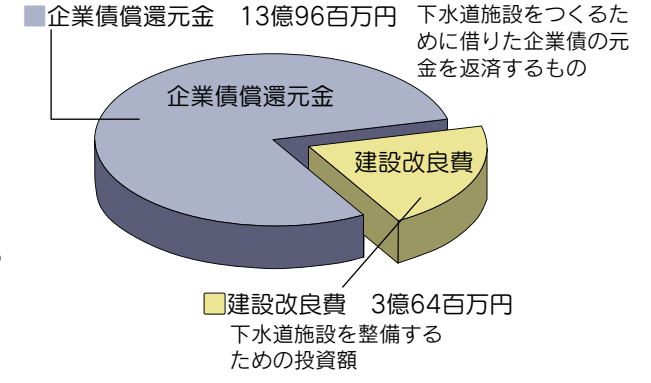
2. 資本的収入及び支出（税込み）

資本的収支は、下水道施設の整備（資産形成）を進めるための投資額（建設改良費）とその財源、企業債元金償還金の収支状況をあらわします。資本的収支で不足している分は、内部留保資金等で補っています。

◆資本的収入 12億51百万円



◆資本的支出 17億60百万円



3. 主な事業内容

衛生的で快適な生活環境と公共用水域の水質保全を図るため、下水道計画区域内の未整備地区において、下水道管渠等の整備を行います。

事業内容	事業箇所等
管渠築造工事	【横手地域】三枚橋、八王寺、伏山・六ノ口 【平鹿地域】石成、馬鞍 【雄物川地域】船沼
設計等業務委託	【横手市全地域】生活排水処理構想 【横手地域】三本柳